

平成24年2月2日

金融機能強化法の活用による資本支援の実施について

社団法人 全国信用金庫協会  
会長 大前 孝治  
信金中央金庫  
理事長 田邊 光雄

信用金庫業界においては、これまで業界内に構築された相互支援制度の適時適切な運営を通じ、その信用力の維持・向上に努めて参りました。

昨年3月に発生した東日本大震災により、岩手県、宮城県、福島県の沿岸部を中心とした地域で甚大な被害が発生し、信用金庫のお客様も多くの方々が被災されました。

こうした状況に鑑み、信用金庫業界では、被災地域の信用金庫が円滑な金融仲介機能を将来にわたって発揮できるよう、金融機能強化法の特例措置を活用する場合に備え、昨年11月、「東日本大震災に係る信用金庫相互支援体制」を構築いたしました。

その後、宮古信用金庫、石巻信用金庫、気仙沼信用金庫、あぶくま信用金庫の4信用金庫は、地域金融の担い手としての役割を積極的に果たし、地域経済の復興に貢献するためには、自己資本を一層充実させ、強固な財務基盤を構築することが必要と判断し、信金中央金庫に対して、金融機能強化法の活用による資本支援を要請するにいたりました。

この要請を受け、信金中央金庫では、国に対して、同法に基づく資本支援を申請していたところですが、本日、金融庁において当該支援が決定されました。

信用金庫業界といたしましては、相互扶助の精神のもと、今後とも業界をあげて支援を継続していくとともに、信金中央金庫では、4信用金庫が金融仲介機能を力強く発揮し、被災地域の復興に資する方策を着実に実施できるよう、特定震災特例経営強化指導計画に基づく指導を含め、万全な支援に努めて参る所存です。

以上